

【添付資料 1】 ベトナム知的財産法（品種保護関連部分抜粋）

（資料： https://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/vietnam/tizaihou.pdf 2018 年 7 月 5 日検索）

ベトナム知的財産法

2005 年 11 月 29 日裁可の法律第 50/2005/QH11 号（2006 年 7 月 1 日施行）を改正した

2009 年 6 月 19 日裁可の法律 36/2009/QH12 号（2010 年 1 月 1 日施行）

【目次】

第 I 部 総則

- 第 1 条 規制の範囲
- 第 2 条 適用対象
- 第 3 条 知的所有権の対象
- 第 4 条 用語の解釈
- 第 5 条 法律の適用
- 第 6 条 知的所有権の発生、確定の根拠
- 第 7 条 知的所有権の制限
- 第 8 条 知的所有権に関する国家の方針
- 第 9 条 知的所有権保護における法人、個人の権利及び責任
- 第 10 条 知的所有権に係る国家行政の内容
- 第 11 条 知的所有権についての国家行政の責任
- 第 12 条 知的所有権手数料及び料金

第 II 部 著作権及び隣接権

（略）

第 III 部 工業所有権

（略）

第 IV 部 植物品種に係る権利

第 XII 章 植物品種の保護に係る条件

- 第 157 条 植物品種に係る権利の保護を受けることができる法人又は個人
- 第 158 条 権利が保護される植物品種に係る一般的条件
- 第 159 条 植物品種の新規性
- 第 160 条 植物品種の区別性

第 161 条 植物品種の均一性

第 162 条 植物品種の安定性

第 163 条 植物品種の名称

第 XIII 章 植物品種に係る権利の確定

第 1 節 植物品種に係る権利の確定

第 164 条 植物品種に係る権利の登録

第 165 条 植物品種に係る権利を求める出願申請の提出

第 166 条 植物品種に係る最初の出願申請の提出についての原則

第 167 条 出願申請に係る優先権原則

第 168 条 植物品種保護証書及び保護された植物品種の国家登録簿

第 169 条 植物品種保護証書の効力

第 170 条 植物品種保護証書の効力の取消及び回復

第 171 条 植物品種保護証書の無効

第 172 条 植物品種保護証書の補正又は再交付

第 173 条 保護証書に係る決定の公表

第 2 節 保護登録出願の出願申請及び処理手続

第 174 条 保護登録出願

第 175 条 出願申請の受領；提出日

第 176 条 出願申請の効力の審査

第 177 条 保護出願申請の公開

第 178 条 植物品種の登録に係る出願申請の内容の審査

第 179 条 出願申請の修正及び補充

第 180 条 登録に係る出願申請の取下げ

第 181 条 植物品種保護証書の付与に係る第三者の意見

第 182 条 植物品種保護証書の付与の拒絶

第 183 条 植物品種保護証書の付与

第 184 条 植物品種保護証書の交付又は交付拒絶についての異議申し立て

第 XIV 章 植物品種に係る権利の内容及び制限

第 1 節 植物品種に係る権利の内容

第 185 条 育成者の権利

第 186 条 保護証書所有者の権利

第 187 条 保護証書所有者の権利の範囲

第 188 条 植物品種に係る権利を侵害する行為

第 189 条 植物品種に係る暫定的権利

第2節 植物品種に係る権利の制限

第190条 植物品種保護証書所有者の権利に対する制限

第191条 植物品種保護証書所有者及び育成者の義務

第XV章 植物品種に係る権利の移転（ライセンシング）

第192条 植物品種の使用に係る権利の移転

第193条 ライセンス許諾契約における当事者の権利

第194条 植物品種に係る権利の譲渡

第195条 植物品種の使用に係る強制ライセンス許諾についての根拠及び条件

第196条 強制的決定に基づく植物品種を使用する権利をライセンス許諾する権限及び
手続

第197条 強制ライセンス許諾の場合における保護証書所有者の権利

第V部 知的所有権の保護

第XVI章 知的所有権の保護に関する総則

第198条 自身による保護に対する権利

第199条 知的所有権の侵害行為に対する救済

第200条 知的所有権の侵害を取り扱う権限とその当局

第201条 知的所有権の検査、査定

第XVII章 民事救済による知的所有権に対する侵害の取扱

第202条 民事救済

第203条 訴訟当事者の権利及び立証責任

第204条 知的所有権の侵害により生じた損害の決定についての原則

第205条 知的所有権の侵害により生じた損害の決定についての根拠

第206条 暫定的措置の適用を裁判所に請求する権利

第207条 暫定的緊急措置

第208条 暫定的緊急措置を請求する者の義務

第209条 暫定的緊急措置適用の終了

第210条 暫定的緊急措置適用に係る権限及び手続

第XVIII章 行政及び刑事措置による知的所有権の侵害の取扱；知的所有権関係の輸入及び輸出の管理

第1節 行政及び刑事措置による知的所有権の侵害の取扱

第211条 行政罰を受けるべき知的所有権の侵害行為

第212条 刑事罰を受けるべき知的所有権の侵害行為

第 213 条 知的所有権の偽造商品

第 214 条 行政罰及び矯正措置

第 215 条 予防措置の適用

第 2 節 知的所有権関係の輸入及び輸出の管理

第 216 条 知的所有権関係の輸入及び輸出の国境管理措置

第 217 条 知的所有権関係の輸入及び輸出の国境管理措置の適用を請求する者の義務

第 218 条 税関手続の停止の適用に係る手続

第 219 条 知的所有権侵害の標識を含む商品を検出する審査及び監督

第 VI 部 施行規定

第 220 条 経過規定

第 221 条 効力

第 222 条 施行指針

第 I 部 総則

第 1 条 規制の範囲

本法は著作権、著作隣接権、工業所有権、植物品種の権利、及びこれらの権利の保護について規定する。

第 2 条 適用対象

本法は、本法及びベトナム社会主義共和国が締結する国際条約において規定された要件を満たすベトナムの法人及び個人並びに外国の法人及び個人に適用される。

第 3 条 知的所有権の対象

- (1) 著作権の対象は、文学、美術及び科学著作物を含む。著作隣接権の対象は、実演、録音、録画、放送番組、暗号化された番組を搬送する衛星信号を含む。
- (2) 工業所有権の対象は、発明、工業意匠、半導体集積回路の回路配置、営業秘密、商標、商号及び地理的表示を含む。
- (3) 植物品種の権利の対象は、植物の増殖素材及び収穫物を含む。

第 4 条 用語の解釈

次の用語は、本法において次の通り解釈される。：

- (1) 知的所有権とは、法人又は個人の有する知的財産の所有権であり、著作権、著作隣接権、工業所有権及び植物品種の権利を含む。
- (2) 著作権とは、法人又は個人により創出され又は所有される著作物（作品）に対する作者の権利である。
- (3) 著作隣接権（以下「隣接権」という）とは、実演、録音、録画、放送番組、暗号化された番組を搬送する衛星信号に係る法人又は個人の権利である。
- (4) 工業所有権とは、法人又は個人により創出され又は所有される発明、工業意匠、半導体集積回路の回路配置、商標、商号、地理的表示、営業秘密に対するそれらの者の権利並びに不正競争の防止についての権利である。
- (5) 植物品種の権利とは、法人又は個人により創出され又は発見及び開発され、かつ当該法人又は個人の所有権に該当する植物新品種に対する当該法人又は個人の権利である。
- (6) 知的所有権所有者とは、知的所有権の所有者、又は当該所有者よりその権利の譲渡を受けた法人若しくは個人である。
- (7) 著作物とは、その表現の態様又は形態の如何を問わず、文学的、美術的及び科学的分野において創出された各制作物である。
- (8) 二次的著作物とは、1 つの言語から他の言語に翻訳され、脚色され、編曲され、変形

され、編集され、注釈が付され、また精選された著作物である。

- (9) 公表著作物、録音、録画とは、常識的な量の写しを一般へ頒布することを目的として、著作権所有者、隣接権所有者の承諾を得て、既に公開されている著作物又はレコードである。
- (10) 複製するとは、態様又は形態の如何を問わず、著作物、ビデオ又はレコードの1つまたは複数の写しを作成することをいい、電子形式による当該著作物の写しの作成を含む。
- (11) 放送とは、有線又は衛星によるものも含めた無線手段により、公衆が選択した場所又は時間において受信できるように、著作物、実演、レコード若しくは放送番組の音響、又は映像及び音響を公衆へ送信することをいう。
- (12) 発明とは、自然法則を利用して特定の課題を解決するための、製品又は手法の形態による技術的解決である。
- (13) 工業意匠とは、3次元の形状、線、色彩、又はそれら3つの組合せにより表現された製品の外観である。
- (14) 半導体集積回路とは、その最終形態又は中間形態において、少なくとも1つの能動素子を含む素子及び相互接続の一部又は全部が半導体材料中又はその上に集積的に形成されたものであり、かつ、電子的機能を果たすことを意図したものをいう。「集積回路」は「IC」、「チップ」及び「マイクロ電子回路」と同義語である。
- (15) 半導体集積回路の回路配置(以下「回路配置」という)とは、半導体集積回路における回路素子及び当該素子の相互連結の3次元配置である。
- (16) 商標とは、それぞれ区別されるべき法人又は個人の商品又はサービスを識別するために使用される何らかの標識である。
- (17) 団体標章とは、当該標章所有者である法人の構成員の商品又はサービスを非構成員のそれらと識別するために使用される標章である。
- (18) 証明標章とは、出所、素材、原材料及び商品生産の方法又はサービス提供の方法、当該商品又はサービスの品質、精密さ、安全性又はその他の特質に係る特質を証明するものであり、その標章の所有者以外の法人、個人がその商品又はサービスに使用することをその所有者により許諾されたものである。
- (19) 連合標章とは、同一所有者により登録される同一または類似の標章であり、同一若しくは類似あるいは相互関連の商品及びサービスに使用される標章である。
- (20) 周知標章とは、ベトナムの領土全域に亘って広く知られた標章である。
- (21) 商号とは、当該名称を付している事業体や個人を、同一分野及び地域において行動している他の事業体や個人から識別するため、事業上使用される法人又は個人の名称である。本項に規定する事業の地域とは、事業体が事業パートナー、顧客又は名声を有する地理的地域とする。
- (22) 地理的表示とは、特定の地域、場所、地方又は国を原産とする製品を表示するために使用される標識である。

- (23) 営業秘密とは、財政的投資、知的投資から得られた情報であって、開示されておらず、かつ、事業において利用可能な情報である。
- (24) 植物品種とは、既に知られている最下位の植物学上の1つの分類群に属する植物の集合であり、形態的均一性、増殖循環における安定性を有し、遺伝子型又は遺伝子型の組合せにより表現された表現型により識別することができ、また少なくとも1つの遺伝子的表現型において他の植物群から識別することができるものである。
- (25) 保護の権利は、発明、工業意匠、回路配置、標章、地理的表示の権利及び植物品種の権利を確定するために国家当局により法人、個人に対して付与される書類（保護証書）により明示される。
- (26) 増殖素材とは、増殖又は栽培用の新しい植物に成長し得る植物或いはその部分である。
- (27) 収穫物（収穫素材）とは、増殖素材を栽培して得た植物又はその部分である。

第5条 法律の適用

- (1) 本法に規定されていない知的所有権関連の民事紛争が存在する場合は、民法典の規定が適用される。
- (2) 本法の知的所有権に関する規定と他の法律の規定との間に相違が存在する場合は、前者が適用される。
- (3) ベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約の規定が本法の規定に抵触する場合は、前者が適用される。

第6条 知的所有権の発生、確定の根拠

- (1) 著作権は、著作物がその内容、品質、形態、手法又は言語に拘らず一定の実質的形態で創作され、かつ、表現された瞬間に発生するものとし、それが公表又は登録されているか否かを問わない。
- (2) 隣接権は、実演、レコード、放送番組及び暗号化された番組を搬送する衛星信号が著作権を害することなく固定された瞬間に発生する。
- (3) 知的所有権は、次の通り確定する。
- (a) 発明、意匠、回路配置、標章及び地理的表示における工業所有権は、本法に規定する登録手続やベトナム社会主義共和国が締結する国際条約に準拠した手続に従って国家所管当局が行う保護証書発行決定に基づいて確定する。周知標章に関しては、所有権は、登録手続とは無関係に使用に基づいて確定する。
- (b) 商号に対する工業所有権は、当該商号の適法な使用に基づいて確定する。
- (c) 営業秘密に対する工業所有権は、当該営業秘密の適法な取得及び秘密保持に基づいて確定する。
- (d) 不正競争の防止についての権利は、事業における競争に基づいて確定する。
- (4) 植物新品種の権利は、本法に規定する登録手続に従う植物品種保護証書の付与に関し

て国家所管当局が行う決定に基づいて確定する。

第7条 知的所有権の制限

- (1) 知的所有権所有者は、本法に規定する保護の範囲及び期間の範囲内でその者の権利を行使することができる。
- (2) 知的所有権の行使は、国益、他の法人又は個人の、公的若しくは正当な権利及び利益を侵害してはならず、関係法の他の適用規定に違反してはならない。
- (3) 国家の防衛、安全保障、人民の生存並びに本法において言及する国家及び社会の他の利益を保証するための状況下において、国家は、知的所有権所有者の権利の行使を権利保有者に対して禁止し若しくは制限する権利を有し、他の法人若しくは個人が、適切な条件に従うことを条件として、権利保有者の1つ又は複数の権利を使用することを許諾するよう権利保有者に強制する権利を有する。国家の秘密としての発明に対する権利の制限は、政府の諸規定に従って行う。

第8条 知的所有権に関する国家の方針

- (1) 知的所有権所有者及び公益の等しい利益を調和させることを根拠として法人及び個人の知的所有権を認め、かつ、保護すること、また社会道徳、公共の秩序に反し、又は国家の防衛及び安全保障に有害な知的所有権を保護しないこと
- (2) 社会経済的發展に貢献し、かつ、人民の物質的及び精神的生活を向上させるため、知的財産の創造活動、知的所有権資産の利用を奨励し、かつ、促進すること
- (3) 公益のために知的所有権の譲り受け、利用に財政的支援を提供すること、また国内及び外国の法人、個人に対し、創造活動及び知的所有権保護に融資することを奨励すること
- (4) 知的所有権保護の分野及び知的所有権保護に係る科学技術の研究、応用の分野に係る職員、管理職代表、公務員及び国民の研修、再訓練への投資を優先させること
- (5) 国の経済社会発展及び国際経済との統合を図り、社会全体に対して知的所有権保護体制の能力の向上のために社会インフラに投資すること

第9条 知的所有権保護における法人、個人の権利及び責任

如何なる法人、個人も、自己の知的所有権を保護するため、法律により許容された適切な措置を講じる権利及び責任を有し、かつ、本法及び法律の他の適用規定に従い他人の知的所有権を尊重しなければならない。

第10条 知的所有権に係る国家行政の内容

- (1) 知的所有権保護に関する戦略及び政策の実施についての立案及び指示
- (2) 知的所有権に関する法定文書の公布及び整備

- (3) 知的所有権行政機構の法人化、知的所有権担当職員の研修及び養成
- (4) 著作権登録、隣接権登録、工業所有権保護、植物品種保護に関する権利の付与および証書発行、及びそれらに関する他の手続の執行
- (5) 知的所有権の法令遵守についての調査及び管理、不服申立解決及び告発並びに知的所有権の法令に係る違反の取扱
- (6) 知的所有権に関する情報収集及び統計の実施
- (7) 知的所有権の査定活動の実施及び管理
- (8) 知的所有権の知識及び法律についての教育、宣伝、普及
- (9) 知的所有権に関する国際協力

第 11 条 知的所有権についての国家行政の責任

- (1) 政府は、知的所有権についての国家行政権を集中的に行使する。
- (2) 科学技術省は、知的所有権の国家行政の遂行について主導し、文化スポーツ観光省、農業農村開発省と協力、調整することに責任を負い、かつ、知的所有権の国家行政を遂行する。文化スポーツ観光省は、その責任及び権限内で著作権及び隣接権の国家行政を執行する。農業農村開発省は、その責任及び権限内で植物品種における権利の国家行政を執行する。
- (3) 各省、省レベルの又は政府直属の当局は、その責任及び権限の範囲内で、科学技術省、文化スポーツ観光省、農業農村開発省、中央政府管轄下の地方省及び都市の人民委員会との、知的所有権に係る国家行政の執行に際しての調整に責任を負うものとする。
- (4) 都市、地方を含めた全レベルでの人民委員会は、その権限内で地方地区における知的所有権の国家行政を執行する。
- (5) 政府は、科学技術省、文化スポーツ観光省、農業農村開発省及び全レベルでの人民委員会の、知的所有権に係る国家行政を遂行する上での権限及び責任に関して規制する。

第 12 条 知的所有権手数料及び料金

法人及び個人は、本法及び関係法令の規定に従い知的所有権関係の手続を行う時は、手数料及び料金を納付しなければならない。

第Ⅱ部 著作権及び隣接権 (略)

第Ⅲ部 工業所有権 (略)

第 IV 部 植物品種に係る権利

第 XII 章 植物品種の保護に係る条件

第 157 条 植物品種に係る権利の保護を受けることができる法人又は個人

- (1) 植物品種に係る権利の保護を受けることができる法人又は個人は、植物品種を選抜、育成し若しくは発見及び開発したか、又は植物品種を育成し若しくは発見及び開発する業務に投資した法人若しくは個人であり、又は植物品種に係る権利の移転を受けた者である
- (2) (1)に記載する法人、個人は、ベトナムの法人、個人；並びにベトナム社会主義共和国と植物品種の保護に関する協定を締結している外国の法人及び個人；ベトナムにおいて事業所や住居を登録しているか又はベトナムにおいて植物品種の取引若しくは生産の事業所を有する外国の法人、個人；ベトナム社会主義共和国と植物品種の保護に関する協定を締結している外国においてその事業所や住居を登録しているか、又は植物品種の取引若しくは生産の事業所を外国に有する外国の法人、個人を含む。

第 158 条 権利が保護される植物品種に係る一般的条件

権利が保護されるべき植物品種は、育成され若しくは発見及び開発された品種であり、農業農村開発省が発行する、国家により保護の対象とされている種の一覧に属するものであって、新規性、区別性、均一性、安定性を有し、また適正な名称を有するものである。

第 159 条 植物品種の新規性

品種の増殖素材又は収穫物が、第 164 条にいう登録権の所有者によって、若しくはその同意によって、ベトナム領土において出願書類の提出日前 1 年超、又はベトナム国外において木本及びブドウについては出願書類の提出日前 6 年超、及びその他の種については 4 年超の時期に販売、又はその他の方法で頒布されていないとき、当該品種は新規性を有するとみなす。

第 160 条 植物品種の区別性

- (1) 植物品種は、その存在が出願日又は場合に応じて優先日においてすでに公知の品種と較べて、1 つ又は複数の主な特性において明確に区別できるときは、区別性を有するとみなす。
- (2) (1)に規定する公知の品種とは、次の場合のどれか 1 つをいう。
- (a) 当該品種の増殖素材又は収穫物が、登録出願の時点で世界の何れかの国の市場において広範に使用されている場合
 - (b) 何れかの国において当該品種が保護されており、又は植物品種リストに登録されて

いる場合

(c) 当該植物品種が、いずれかの国において、未だ出願が拒絶されておらず、保護植物種リスト上で出願・登録の対象である場合

第 161 条 植物品種の均一性

品種は、その増殖過程において一定の特性について変異が許される場合を除き、表現型の同一表現が存在するときは、増殖における均一性を有するとみなす。

第 162 条 植物品種の安定性

品種は、その品種の表現型特性が原記述と同一表現を保持し、かつ、増殖後、何世代増殖をくり返してもなお変わらないときは、安定性を有するとみなす。

第 163 条 植物品種の名称

- (1) 申請者は、植物品種に対する権利を管理している政府の機関に植物品種の適切な名称を提案しなければならないが、この名称は、ベトナム社会主義共和国と植物品種保護に関する協定を結んでいるいずれの国においても品種保護のために登録された名称と同一のものでなければならない。
- (2) 品種は、それが同一種又は類似種において公知の全品種から区別できるときは、適正に命名されたとみなす。
- (3) 植物品種の名称は、次の場合は不適正であるとみなされる。
 - (a) 数字のみから構成される場合。ただし、当該数字が植物品種の特性又は品種の育成に関係する場合を除く。
 - (b) 公序良俗に反する場合
 - (c) 当該品種の姿又は特性に関して誤った印象を与えるおそれがある場合
 - (d) 育成者の特定について誤解を与え易い場合
 - (e) 当該植物品種の保護登録出願の出願日前に既に保護されている商標、商号又は地理的表示と同一であるか、又は混同を生じる程に類似する場合
 - (f) 他の何れかの法人又は個人の優先権に影響を及ぼす場合
- (4) 植物品種の増殖素材の販売の申し出、又はそれを市場に出す如何なる法人又は個人も、記載された保護期間の満了後であっても保護証書に記載されている植物品種の名称を使用するものとする。
- (5) 植物品種の名称が市場における販売等の目的で既に登録されている植物品種の名称と類似の商標、商号又は地理的表示等と組み合わせられるときも、当該名称は、依然として識別性を有さなければならない。

第 XIII 章 植物品種に係る権利の確定

第 1 節 植物品種に係る権利の確定

第 164 条 植物品種に係る権利の登録

- (1) 植物新品種に係る権利の保護を取得するためには、法人及び個人は、工業所有権管轄当局に対して保護登録出願をしなければならない。
- (2) 植物品種の保護を出願する権利を保有する法人又は個人(以下「申請者」という)は、次を含む。
 - (a) 自らの努力及び経費により、当該品種を直接に育成し又は発見及び開発した育成者
 - (b) 特段の合意がない限り契約により、育成者が育成し又は発見及び開発するのに投資した法人又は個人
 - (c) 植物品種保護に係る登録の権利の移転又は相続を受けた法人又は個人
- (3) 国家予算又は国家管理に基づくプロジェクトの融資を使用することにより育成され又は発見及び開発された植物品種については、当該植物品種に係る権利は、国家に属することになる。政府は、本条にいう植物品種に係る権利の登録について特別規定を制定する。

第 165 条 植物品種に係る権利を求める出願申請の提出

- (1) 本法の第 157 条に規定する法人・個人は、直接、又はベトナムにおけるその法定代理機関を通じて植物品種に係る権利の登録出願(以下「保護登録出願」という)をすることができる。
- (2) 以下の条件を満たす法人は、植物品種に対する権利の代理人として植物品種に対する権利の代理業務をすることができる。
 - (a) ベトナムにおいて営業している外国の法律事務所を除き、適法に設立され運営されているベトナムの企業、協同組合、法律事務所又は科学技術サービス法人であること
 - (b) 植物品種権代理業務を遂行する機能を有し、それが活動登録証明書又は経営登録証明書(以下両者を「経営登録証明書」という)に記載されていること
- (3) 本条の(4)と(5)に規定する条件を満たす法人の所長又は当該所長により授権された者は、植物品種に係わる権利の代理業務を遂行することができる。
- (4) 以下の条件を満たす個人は、植物品種に係わる権利の代理業務を遂行することができる。
 - (a) 植物品種に関わる権利の代理業務の遂行証明書があること
 - (b) 植物品種に関わる権利の代理業務の遂行法人に勤めていること
- (5) 以下の条件を満たす個人は植物品種に関わる権利の代理業務の遂行証明書を発給される。
 - (a) ベトナム人であり、活動に対し法的に特別な制限を受けていないこと
 - (b) ベトナムでの永住権があること

- (c) 学位を持っていること
 - (d) 植物品種の権利に関する法律の分野で連続して 5 年以上従事している、又は国内外の機関で植物品種の権利の登録申請書の審査に連続して 5 年以上従事している、或いは権限のある機関によって承認された植物品種の権利に関する法律の研修課程を修了していること
 - (e) 植物品種への権利の行使を策定・確保する権限を持っている国家機関に勤めている公務員でないこと
 - (f) 権限のある機関が実施した植物品種権取得の代理業務に関する試験に合格したこと
- (6) 合法的な出願代理者と植物品種権取得のための代理業務法人については細則で規定する。

第 166 条 植物品種に係る最初の出願申請の提出についての原則

- (1) 複数の独立した者が異なる日に保護出願を提出した場合は、植物品種保護証書は、最先の有効な申請者に対して付与されることになる。
- (2) 同一品種の保護証書について多数の出願申請が同日に提出される場合は、植物品種保護証書は、他の全員の合意を得た申請者に対して付与されることになる。全員が合意できなかったときは、植物品種保護証書は、植物品種権管理当局により、当該品種を育成又は発見及び開発した最初の育成者に対して付与されることになる。

第 167 条 出願申請に係る優先権原則

- (1) 申請者は、植物品種に関する協定をベトナム社会主義共和国との間で締結している国において同一品種についての出願申請を提出した日から 12 ヶ月以内に（ベトナムに）出願申請を提出した場合は、優先権を請求することができる。最初の出願の出願日は、この期限に含まれないものとする。
- (2) 優先権を主張するためには、申請者は、保護登録出願書類において当該主張を明記しなければならない。保護出願書類の提出から 3 ヶ月以内に、申請者は、所管当局により認証された最初の出願書類の写し及び見本、又は両出願申請における品種が同一であることを立証するその他の証拠を提出しなければならない。また手数料を納付しなければならない。申請者は、優先権終了の日から 2 年以内に、最初の出願申請が拒絶若しくは取り下げられた場合は、出願書類に記載された植物品種の種に応じて、拒絶又は取下げ後適時に、第 176 条及び第 178 条の規定に従う審査のために、植物品種権管理当局に対して情報又は必要な資料を提供することが認められる。
- (3) 保護登録出願が優先権に適格であるときは、優先日は、最初の出願書類様式が提出された日とする。
- (4) (1)にいう期限内に、他の出願や、又は最初の出願対象である植物品種の公開若しくは使用があったとしても、優先権での保護登録出願を拒絶する根拠とみなしてはならない。

第 168 条 植物品種保護証書及び保護された植物品種の国家登録簿

- (1) 保護証書の内容は、品種及び種の名称、権利保有者(以下「保護証書所有者」という)の名称及び育成者の名称、並びに当該植物品種に係る権利保護の期間を含む。
- (2) 植物品種権管理当局は、保護証書の内容を、同庁が設置し、維持管理する植物品種保護の国家登録簿に記載する。

第 169 条 植物品種保護証書の効力

- (1) 植物品種保護証書は、ベトナム全領土に亘り適用される。
- (2) 植物品種保護証書は、権利付与の日から木本及びブドウについては 25 年間、その他の種については 20 年間有効となる。
- (3) 植物品種保護証書は、第 170 条及び第 171 条に従い取消又は無効とすることができる。

第 170 条 植物品種保護証書の効力の取消及び回復

- (1) 植物品種保護証書は、次の 1 つ に該当する場合は、これを取り消すことができる。
 - (a) 保護された品種の均一性及び安定性が当該保護証書の付与時点の要件をもはや満たさない場合
 - (b) 当該保護証書所有者が規則に従い年次登録料を納付しない場合
 - (c) 当該保護証書所有者が必要な書類及び所定の維持のための増殖素材を提供しない場合
 - (d) 当該保護証書所有者が植物品種権管理当局による請求に従い植物品種の名称を変更しない場合
- (2) (1) (a)、(c) 及び (d) に規定する場合については、植物品種権管理当局は、植物品種保護証書の取消の決定を下さなければならない。
- (3) (1) (b) に規定する場合については、年次料金の期限の満了日の時点で、植物品種権管理当局は、年次登録料が納付されない翌有効年の初日からの植物品種保護証書の取消の決定を下さなければならない。
- (4) (1) (a) に規定する場合については、如何なる法人及び個人も、植物品種権管理当局に対して植物品種保護証書の効力取消を請求することができる。植物品種保護証書の取消請求の結果及び関係当事者の意見に基づいて、植物品種権管理当局は、当該保護証書を取り消すか、あるいは当該保護証書の取消を拒絶する決定を下さなければならない。
- (5) (1) に規定する場合については、植物品種権管理当局は、専門官報により当該取消を公表し、当該取消の理由を明記しなければならない。同時に保護証書所有者に対して通知を送達しなければならない。公表の日から 30 日以内に、保護証書所有者は、植物品種権管理当局に対して植物品種保護証書の取消の理由を説明するよう請求書を提出する権利を有し、また植物品種保護証書を回復するために手数料を納付しなければならない。提出から 90 日以内に、保護証書所有者は、(1) (b)、(c) 及び (d) に規定する場合に関して、当

該保護証書が取り消された原因につき、それを解決しなければならない。植物品種権管理当局は、その後当該保護証書の効力を回復して、それを公報に公表することを審理しなければならない。(1)(a)に規定する場合については、当該所有者が、当該植物品種は均一性及び安定性についての要件を満たしていることを証明し、かつ、植物品種権管理当局によりその旨が立証された場合には、植物品種保護証書の効力は回復されるものとする。

第 171 条 植物品種保護証書の無効

- (1) 植物品種保護証書の効力は、次の場合において無効とされる。
 - (a) 出願申請が出願する権利を有していない者に属している場合。ただし、植物品種に係る権利が登録権の所有者に譲渡されている場合を除く。
 - (b) 保護された品種が植物品種保護証書の付与時点で新規性あるいは区別性についての条件を満たしていなかった場合
 - (c) 植物品種保護証書が申請者の提出した技術的試験結果に基づいて付与されている場合において、保護された品種が均一性あるいは安定性についての条件を満たしていなかった場合
- (2) 如何なる法人又は個人も、植物品種権管理当局に対して植物品種保護証書を無効とするよう当該植物品種保護証書の有効期間中に請求することができる。植物品種権管理当局は、無効の要件の審査結果及び関係当事者の意見に基づいて、植物品種保護証書の効力の無効に対する拒絶の決定を下すか、又は無効の決定を下さなければならない。
- (3) 植物品種保護証書が法的に無効とされた場合は、植物品種権に基づいて生じたすべての取引は無効となる。当該無効取引は、民法に従って取り扱われるものとする。

第 172 条 植物品種保護証書の補正又は再交付

- (1) 保護証書所有者は、植物品種権管理当局に対して、保護証書所有者の名称及び住所に関する何らかの誤記を変更又は修正するよう請求する権利を有する。ただし、所定の手数料及び料金を納付することを条件とする。当該誤記が植物品種権管理当局により行われたときは、同庁は、当該誤記を修正しなければならない、また保護証書所有者は、手数料及び料金を納付する必要がある。
- (2) 保護証書所有者は、植物品種保護証書を紛失又は毀損されたときは、植物品種権管理当局に対してその再交付を請求することができる。ただし、所定の手数料及び料金を納付することを条件とする。

第 173 条 保護証書に関係する決定の公表

品種保護証書の付与、再交付、取消、無効、補正に関するすべての決定は、植物品種権管理当局により決定されるが、決定から 60 日以内に公報により公表されるものとする。

第 2 節 保護登録出願の出願申請及び処理手続

第 174 条 保護登録出願

- (1) 植物新品種保護に係る権利の登録出願書類は、次のものを含まなければならない。
 - (a) 所定の様式の登録出願申請書
 - (b) 所定の様式の写真及び技術質問書
 - (c) 代理人を通じて出願するときは、委任状
 - (d) 申請者が登録権の移転を受けた者であるときは、登録権を証明する書類
 - (d') 優先権主張の場合は、優先権を立証する書類
 - (e) 手数料の領収書
- (2) 保護登録出願書類、及び申請者と植物品種権管理当局との間にかわされる書類は、ベトナム語で作成しなければならない。次の書類は外国語で作成することができるが、植物品種権管理当局の要請によりベトナム語に翻訳しなければならない。
 - (a) 委任状
 - (b) 登録権を証明する書類
 - (c) 優先権を証明する書類
 - (d) その他の書類
- (3) 保護登録出願のための優先権を立証する書類は、次のものを含む。
 - (a) 当局により認証された最初の出願申請書の写し
 - (b) 当該権利が他人から移転された場合においては、優先権に係る権利の移転又は相続についての書類

第 175 条 出願申請の受領；提出日

- (1) 保護登録出願は、第 174 条(1)に規定する全書類と共に植物品種権管理当局により受理される。
- (2) 出願申請の出願日は、当該出願申請が植物品種権管理当局により受領された日である。

第 176 条 出願申請の効力の審査

- (1) 出願申請は、出願日から 15 日以内に当該出願の有効性を決定するために植物品種権管理当局により審査されることになる。
- (2) 保護登録出願は、次の場合の 1 つに該当するときは、無効とみなされる。
 - (a) 出願申請が要件に従っていない場合
 - (b) 出願申請における品種が保護対象植物種リストにおける種に属さない場合
 - (c) 登録権が複数の法人又は個人に属する場合において、その 1 人又は複数の者が当該登録に同意しないときを含め、申請者が出願についての権利を有していない場合
- (3) 植物品種権管理当局は、次の通り手続を進める。

- (a) (2) (b) 及び (c) に規定する場合については、拒絶の理由を付して出願申請の受理の拒絶を通知すること
- (b) (2) (a) に規定する場合については、誤りを訂正するよう申請者に通知すること、及び訂正を求める通知の受領から 30 日の訂正期限を申請者に通知すること
- (c) 申請者が誤りを訂正しないとき、又は本章 2. (b) にいう通知に対する合理的な不服申立てを有していないときは、出願申請の拒絶を通知すること
- (d) 当該出願申請が有効であるとき又は当該申請者が誤りを訂正し若しくは (b) に規定する通知に対する合理的な応答をしたときは、出願申請の受理を通知し、申請者に対して当該品種の試験材料を技術審査担当機関に提出するよう要求し、第 178 条に規定する手続に従うこと

第 177 条 保護出願申請の公開

- (1) 出願申請が有効であるときは、植物品種権管理当局は、植物品種に関する公報上にて、当該出願の受理の日から 90 日以内に当該出願申請を公開しなければならない。
- (2) 公開の内容は次のものを含む。出願番号、出願日、(若しいる場合は)代理人、申請者名、所有者名、品種の名称、種、出願申請が有効として受理された日

第 178 条 植物品種の登録に係る出願申請の内容の審査

- (1) 植物品種権管理当局は、有効として受理された出願申請の内容を審査する。当該審査は、次を含む。
 - (a) 新規性及び名称について審査すること
 - (b) 品種の技術試験の結果を審査すること
- (2) 技術試験とは、品種の区別性、均一性及び安定性を決定するための栽培試験の遂行をいう。技術試験は、所管当局により、又は農業農村開発省の規定に従う技術試験を遂行する十分な能力を有する法人若しくは個人により行われるものとする。植物品種権管理当局は、以前の技術試験の結果を使用することができる。
- (3) 当該試験結果の審査期間は、技術試験結果を受領した日から 90 日とする。

第 179 条 出願申請の修正及び補充

- (1) 申請者は、植物品種権管理当局が植物品種保護証書を付与する又は付与しないことを決定する前に、次の権利を有する。
 - (a) 保護登録出願の内容を変えることなく出願申請を修正又は補充すること
 - (b) 申請者名及び宛先の変更の確認を請求すること
 - (c) 契約に基づくか又は相続若しくは遺贈の結果としての出願申請の移転による申請者の変更の確認を請求すること

- (2) (1)に規定する手続の何れかを請求する者は、手数料及び料金を納付しなければならない。

第 180 条 登録に係る出願申請の取下げ

- (1) 植物品種権管理当局が保護証書を付与する又は付与を拒絶する決定をする前に、申請者は、保護出願申請を取り下げることができる。当該取下についての請求は、書面で行わなければならない。
- (2) 申請者が保護出願申請を取り下げる請求をした時から、当該出願に関する以後のすべての手続は終止する。未着手の手続について納付された手数料は、当該申請者からの請求により還付される。

第 181 条 植物品種保護証書の付与に係る第三者の意見

植物品種の保護登録出願の公報による公表の日から植物品種保護証書の付与についての決定が下されるまでは、如何なる第三者も、植物品種保護証書の交付についての意見を植物品種権管理当局に対して送付することができる。当該意見は、それを支持する論拠及び証拠を添付し、書面で作成しなければならない。

第 182 条 植物品種保護証書の付与の拒絶

保護出願申請は、第 176 条及び第 178 条に規定する何れかの条件を満たさない場合は、植物品種保護証書の交付について拒絶されるものとする。拒絶の場合は、植物品種権管理当局は、次の手続を実施しなければならない。

- (1) 保護証書の付与を拒絶すべき旨の提議を通知し、その理由及び申請者が欠陥を補正するか又は当該通知に対して不服申立をする期限を明示すること
- (2) 申請者が当該欠陥を補正しなかったか又は(1)に規定する通知に対して不服申立をしなかったときは、保護証書付与の拒絶を通知すること
- (3) 当該欠陥を補正したか又は本条(1)に規定する付与を拒絶すべき旨の提議に対して不服申立をするために正当な意見を提出したときは、第 183 条に記載する手続を実施すること

第 183 条 植物品種保護証書の付与

保護登録出願申請が本法第 182 条の規定に従い拒絶されないとき、かつ、申請者が手数料を納付したときは、植物品種権管理当局は、植物品種保護証書の付与についての決定を下して、これを保護植物品種の国家登録簿に記録する。

第 184 条 植物品種保護証書の交付又は交付拒絶についての異議申し立て

- (1) 申請者及びその他如何なる第三者も、植物品種保護証書の付与の決定又はその付与の

拒絶について苦情を申し立てる権利を有する。

- (2) 植物品種保護証書の付与の決定又はその付与の拒絶の決定についての如何なる異議申し立ても、異議申し立て及び告発に関する法律に従い処理される。

第 XIV 章 植物品種に係る権利の内容及び制限

第 1 節 植物品種に係る権利の内容

第 185 条 育成者の権利

植物品種の育成者は、次の権利を有する。

- (1) 育成者の名称が、植物品種保護証書、保護植物品種の国家登録簿及び植物品種に関するすべての公開書類に記録されること
- (2) 本法第 191 条 (1) (a) に規定する補償金を得ること

第 186 条 保護証書所有者の権利

- (1) 保護証書所有者は、保護植物品種の増殖素材に係る次の権利を行使し、又は他人が行使することを許可する権利を有する。
- (a) 生産又は繁殖
 - (b) 増殖目的での処理
 - (c) 販売の申出
 - (d) 販売その他マーケティング
 - (d') 輸出
 - (e) 輸入
 - (g) 本条(a)、(b)、(c)、(d)、(e) 及び(f)に列挙する目的の何れかのための保管
- (2) 本条の(1)に規定する植物品種に関わる保護証書所有者の権利は、保護植物品種の増殖素材を違法に使用して得た収穫素材に対して適用される。但し、当該所有者が、増殖素材に関わる権利を合法的に実施する機会があるにもかかわらず、実施しなかった場合を除く。
- (3) 当該人は、第 188 条に従い、当該植物品種を他人が使用することを禁止する権利を有する。
- (4) 当該人は、植物品種に係る権利を相続若しくは遺贈し、又は本法第 XV 章に従い移転させる権利を有する。

第 187 条 保護証書所有者の権利の範囲

権利保護証書所有者の権利は、次の植物品種に及ぶものとする。

- (1) 保護されている植物品種に本質的に由来する植物品種。ただし、当該保護対象植物品種自体が他の保護対象植物品種に本質的に由来する場合を除く。植物品種は、当該植物品種が保護されている品種の遺伝子型又は遺伝子型の組合せから生じる特性の表現を依

然として保有しているときは、保護対象植物品種に本質的に由来するものとみなす。但し、当該保護対象品種に対する作用から生じる相違の特性を除く。

- (2) 当該保護対象植物品種と明確には区別されない植物品種
- (3) 植物品種の中でその生産が保護されている植物品種の反復使用を必要とするもの

第 188 条 植物品種に係る権利を侵害する行為

次の行為は、保護証書所有者の権利に対する侵害とみなす。

- (1) 保護証書所有者の権利をその者の許可なしに実施し又は使用すること
- (2) 同一又は類似の種の植物品種の保護された名称と同一又は類似の品種の名称を使用すること
- (3) 本法第 189 条に規定する補償金額の支払なしに、保護された植物品種を使用すること

第 189 条 植物品種に係る暫定的権利

- (1) 植物品種に係る暫定的権利は、保護登録出願の公開日から植物品種保護証書の付与の日までに発生する植物品種の保護に係る申請者の権利である。申請者は、植物品種保護証書が付与されない場合は、暫定的権利を有さない。
- (2) 他人が商業目的で植物品種を使用している事実を知っているときは、当該申請者は、その者に対して、自らの植物品種の保護登録出願の存在について書面で通知する権利を有し、また当該他人が使用を終了させるか又は使用を継続するため、その出願日、保護登録出願が公開された日を明示しなければならない。
- (3) 当該品種の使用者は、本条(2)に規定の通り通知がなされ、かつ、当該使用者が使用を継続する場合は、適切な範囲及び使用期間内で当該品種を使用する権利の移転の価格に相当する金額を支払わなければならない。

第 2 節 植物品種に係る権利の制限

第 190 条 植物品種保護証書所有者の権利に対する制限

- (1) 次の行為は、保護された植物品種に係る権利の侵害とはみなさない。
 - (a) 植物品種を非商業目的で私的に使用すること
 - (b) 植物品種を科学的研究目的で使用すること
 - (c) 本法の第 187 条に規定する場合を除き、別の植物品種を創出するために当該植物品種を使用すること
 - (d) 生産者が、自らの耕作地における来季の増殖及び栽培のため、保護された植物品種からの収穫物を使用すること
- (2) 植物品種に係る権利は、保護された品種の素材が育成者又はその者の被指名者によりベトナム市場又は外国市場にて販売されたか又はその他の方法で持ち込まれたものに関係する行為に対しては、次の行為を除き、及ばないものとする。

- (a) 当該植物品種の連続増殖に係る行為
- (b) 当該植物品種の増殖素材を、属又は種が保護されていない国に輸出する行為。ただし、当該増殖素材が消費目的のためにのみ輸出される場合を除く。

第 191 条 植物品種保護証書所有者及び育成者の義務

- (1) 植物品種保護証書所有者は、次の義務を有する。
 - (a) 育成者に対して両者間の合意に従い報酬を支払うこと。当該合意のない場合は、報酬は、法律の規定に従い支払われなければならない。
 - (b) 規定に従い植物品種保護証書に係る手数料を納付すること
 - (c) 保護された品種を保存すること、保護された品種の増殖素材を植物品種権管理当局に提供すること、及び保護された品種の安定性を規定通り維持すること
- (2) 当該品種の育成者は、植物品種保護証書所有者が保護された品種の増殖素材を維持するのを助ける義務を有する。

第 XV 章 植物品種に係る権利の移転（ライセンシング）

第 192 条 植物品種の使用に係る権利の移転

- (1) 植物品種の使用に係るライセンス許諾とは、植物品種の所有者が、自ら有する植物品種を使用する権利のうち 1 つ又は複数の行為を他の者が遂行するために他の者に与える許諾をいう。
- (2) 植物品種の使用に係るライセンス許諾は、当該権利が共同所有に該当する場合は、全所有者により同意されなければならない。
- (3) 植物品種の使用に係るライセンス許諾は、書面契約により行われるものとする。
- (4) 植物品種の使用に係るライセンス許諾契約は、実施権者の権利を不当に制限する規定、特に当該植物品種に対する実施許諾者の権利から派生するものでもなく、その保護を目的とするものでもない規定を有してはならない。

第 193 条 ライセンス許諾契約における当事者の権利

- (1) ライセンス許諾者は、使用に係るライセンスを第三者に譲渡することを実施権者に対して許可又は許可しない権利を有する。
- (2) 実施権者は、次の権利を有する。
 - (a) 使用に係るライセンスを、ライセンス許諾者が合意するときは、第三者に譲渡すること
 - (b) 実施権者に損害をもたらす第三者による侵害に対して必要な措置を講じるようライセンス許諾者に請求すること
 - (c) 当該請求の日から 3 ヶ月以内にライセンス許諾者が(b)に従い請求の通りの行為をしなかったときは、第三者による侵害を防止する必要な措置を実施すること

第 194 条 植物品種に係る権利の譲渡

- (1) 植物品種に係る権利の譲渡とは、植物品種の所有者が当該植物品種のすべての権利を譲受人に対して移転させることをいう。譲受人は、法に基づく所定の手続に従い植物品種権管理当局に対する当該譲渡契約の登録の日から、当該植物品種保護証書の所有者になるものとする。
- (2) 植物品種の権利が共同所有に基づくときは、当該権利の譲渡には全所有者が同意しなければならない。
- (3) 植物品種に対する所有権の譲渡は、書面契約によらなければならない。
- (4) 国家予算による植物品種に対する所有権の譲渡は、技術移転法の諸規定に従って行われる。

第 195 条 植物品種の使用に係る強制ライセンス許諾についての根拠及び条件

- (1) 次の場合は、植物品種を使用する権利は、本法第 196 条(1)にいう国家所管当局の決定に基づいて、保護証書所有者又はその者の被指名人(以下「植物品種を使用する排他的権利の所有者」という)の許可を取得することなしに、他の法人又は個人に対してライセンスされるものとする。
 - (a) 当該植物品種の使用が、国防、国家安全保障、疾病予防、治療及び栄養摂取又は他の緊急の社会的必要ニーズ等公共の利益、非商業目的である場合
 - (b) 植物品種を使用する必要性及び能力を有する者が、合理的な期間に価格及びその他の商業的条件を交渉する最善の努力をしたにも拘らず、当該植物品種を使用する排他的権利の所有者とライセンス許諾契約の締結について、合意に達しなかった場合
 - (c) 当該植物品種を使用する排他的権利の所有者が競争法令に基づく競争の制限行為を行っているものとみなされる場合
- (2) 当該植物品種を使用する排他的権利の所有者は、当該権利を終了させる権利を有し、
 - (1)に規定する強制ライセンス許諾の根拠が存在しなくなり、かつ、再現のおそれがないときは、当該使用の権利の終了を請求する権利を有する。ただし、当該終了が実施権者に対して有害でないことを条件とする。
- (3) 植物品種を使用する権利は、所管当局の決定に基づいて次の条件に従って移転されるものとする。
 - (a) 当該使用の権利は、非排他的であること
 - (b) 当該使用の権利は、本条(1)(c)にいう場合を除き、特に国内市場への供給のためである強制ライセンスの目的を達成するのに十分な範囲及び期間のみに限定されること
 - (c) 実施権者は、その者の事業の譲渡を共にするときを除き、当該使用の権利を他人に譲渡してはならず、また他人にサブライセンスを付与してはならないこと
 - (d) 実施権者は、政府の規定する報酬率に応じて、各特定の場合における当該使用の権利の経済的価値を参酌し、植物品種を使用する排他的権利の所有者に対して、適正な

報酬を支払わなければならないこと

- (4) 政府は、植物品種を使用する権利の強制ライセンス許諾及び本条(3)(d)にいう報酬の区分について特別規定を制定する。

第 196 条 強制的決定に基づく植物品種を使用する権利をライセンス許諾する権限及び手続

- (1) 農業農村開発省は、第 195 条(1)に規定する場合においては、関係請求に基づいて、その国家管理の範囲内にある分野において植物品種を使用する権利のライセンス許諾に関する決定を下す。省、省レベルの当局は、本法第 195 条(1)にいう場合においては、農業農村開発省との協議に基づいて、その国家管理の範囲内にある分野において植物品種を使用する権利をライセンス許諾する決定を下す。
- (2) ライセンス許諾の決定は、本法第 195 条(3)に従い当該使用の範囲及び条件を定めなければならない。
- (3) 植物品種を使用する権利をライセンス許諾する決定を下す所管当局は、この決定を、当該植物品種を使用する排他的権利の所有者に通知しなければならない。
- (4) 植物品種を使用する権利をライセンス許諾する決定又は植物品種を使用する権利をライセンス許諾することの拒絶に関する決定は、これについて異議を申し立てることができる。又は法律による訴訟に従うことを条件とすることができる。
- (5) 政府は、本条にいう植物品種を使用する権利のライセンス許諾に係る手続について特別規定を制定する。

第 197 条 強制ライセンス許諾の場合における保護証書所有者の権利

植物品種を使用する権利の強制ライセンス許諾に服する保護証書所有者は、次の権利を有する。

- (1) 当該使用の権利の経済的価値に相当するか又は類似の範囲及び期間を有する当該権利の契約ライセンス許諾の価格と同等の適正な報酬を受領すること
- (2) 当該強制ライセンス許諾に至った条件がもはや存在しないとき、又は強制ライセンスの補正、取消、若しくは無効が強制ライセンス実施権者に損害を与えないときは、植物品種権管理当局に対して当該補正、取消又は無効を請求すること

第 V 部 知的所有権の保護

第 XVI 章 知的所有権の保護に関する総則

第 198 条 自身による保護に対する権利

- (1) 知的所有権所有者は、自らの知的所有権を保護するために次の措置を適用する権利を有する。

- (a) 知的所有権の侵害を防止するために技術的措置を講じること
 - (b) 知的所有権の侵害行為を犯した法人、個人に対して、当該侵害行為を終了し、謝罪し、公的に是正し、かつ、損害に対して補償するよう請求すること
 - (c) 所管当局に対して、本法並びに他の関係法及び規則の規定に従い知的所有権の侵害行為を取り扱うよう請求すること
 - (d) 自らの正当な権利及び利益を保護するために管轄裁判所における訴訟又は仲裁を提起すること
- (2) 知的所有権の侵害行為により生じた損害を被ったか、又は消費者若しくは社会に損害を生じた知的所有権の侵害行為を被った法人及び個人は、国家所管当局に対して、本法の規定並びに他の関係法及び規則の規定に従い知的所有権の侵害行為を取り扱うよう請求する権利を有する。
- (3) 不正競争行為により生じた損害を被ったか、又は被るおそれがある法人及び個人は、国家所管当局に対して、本法第 202 条に規定する民事救済及び競争に関する法律に規定する行政的救済を適用するよう請求する権利を有する。

第 199 条 知的所有権の侵害行為に対する救済

- (1) 他人の所有権の侵害行為を犯した法人及び個人は、当該侵害の内容及び程度に応じて民事救済、行政的救済、又は刑事救済についての責任を負う。
- (2) 必要に応じて、国家所管当局は、暫定的措置、輸入及び輸出に関して知的所有権関連の管理措置、及び予防措置を適用する権利を有し、また本法並びに他の関係法及び規則に規定の通り行政罰が科されることを保証する。

第 200 条 知的所有権の侵害を取り扱う権限とその当局

- (1) 裁判所、検察庁、市場管理局、税関、警察庁及び全レベルの人民委員会は、その職務及び権限内で、知的所有権の侵害行為を取り扱う権利を有する。
- (2) 民事救済及び刑事救済の適用は、裁判所の権限に属する。必要に応じて、裁判所は、法律及び規則に従い暫定的措置を適用する権利を有する。
- (3) 行政的救済の適用は、検察庁、警察庁、市場管理局及び全レベルの人民委員会の権限に属する。必要に応じて、前記機関は、予防措置を適用し、かつ、法律及び規則に従い行政罰が科されることを保証する権利を有する。
- (4) 輸入及び輸出に関する知的所有権国境管理措置の適用は、税関の権限に属する。

第 201 条 知的所有権の検査、査定

- (1) 知的所有権に関する検査及び査定とは、本条の(2)と(3)に規定する法人又は個人が知的所有権における自らの知識及び専門的意見を使用して知的所有権侵害事件に関係する事項に関する査定、結論を作成することをいう。

- (2) ベトナムにおける外国の法律事務所を除いて、以下の条件を満たす企業、協同組合、事業家、法律事務所は、知的所有権の査定を実施することができる。
- (a) 法律の諸規定に従って、当該査定に必要な要求を満たせる人材、設備と技術を有すること
 - (b) 経営登録証明書、事業登録証明書に記述された知的所有権の査定を実施する機能を有すること
 - (c) 法人の所長又は当該所長により授権された者は知的所有権の査定員証を持っていること
- (3) 以下の条件を満たす個人は、権限のある機関によって知的所有権の査定員証を発給される。
- (a) ベトナム人であり、活動に対し法的に特別な制限を受けていないこと
 - (b) ベトナムに永住権があること
 - (c) 専門家としての倫理観が正しいこと
 - (d) 査定員証の発給申請分野に相応しい専攻で学士以上の学位を有し、当該分野で 5 年間以上の経験を経て査定業務の試験に合格したこと
- (4) 国家所管当局は、自らが受理した案件を処理するために知的所有権に関する検査、査定を要求する権利を有する。
- (5) 知的所有権所有者及び他の関係法人又は個人は、自らの正当な権利及び利益を保護するため知的所有権に関する検査、査定を請求する権利を有する。
- (6) 政府は、知的所有権に関する検査、査定に関する法人と作業を細則に規定する。

第 XVII 章 民事救済による知的所有権に対する侵害の取扱

第 202 条 民事救済

裁判所は、知的所有権の侵害行為を犯した法人及び個人に対処するため、次の民事救済措置を講じる。

- (1) 知的所有権の侵害の終了を強制すること
- (2) 評判の是正及び謝罪を強制すること
- (3) 民事的義務の遂行を強制すること
- (4) 損害に対する補償を強制すること
- (5) 知的所有権侵害商品の創出又は取引に主として使用された商品、素材及び用具について、廃棄、非商業目的での頒布又は使用を強制すること。ただし、当該頒布及び使用が知的所有権所有者による権利行使に影響を与えないことを条件とする。

第 203 条 訴訟当事者の権利及び立証責任

- (1) 知的所有権の侵害に対する訴訟における原告及び被告は、民事訴訟法第 79 条及び本法に規定する権利及び立証責任を有する。

- (2) 原告は、その者が次の証拠の内の 1 つを有する知的所有権所有者であることを立証しなければならない。
- (a) 著作権登録証、隣接権登録証、保護証書の有効な謄本、又は著作権及び隣接権の国家登録簿、工業意匠、回路配置の国家登録簿、及び保護植物品種の国家登録簿からの抄本
 - (b) 著作権登録証、隣接権登録証がない場合は著作権、隣接権の確定の根拠を立証するのに必要な証拠、また、営業秘密、商号又は周知標章に対する権利を立証するのに必要な証拠
 - (c) 実施する権利が契約に基づいてライセンスされている場合は、知的所有権の行使に係るライセンス許諾契約書の写し
- (3) 原告は、知的所有権侵害又は不正競争行為の証拠を提出しなければならない。
- (4) 生産方法が特許発明である場合、それに係る権利の侵害に対する訴訟において、次の場合は、被告は、その者の製品が保護された方法以外の方法により製造されていることを立証しなければならない。
- (a) 保護された方法により製造された製品が新規である場合
 - (b) 保護された方法により製造された製品は新規ではないが、当該保護された方法の所有者は、被告の製品が保護された方法により製造されていると信じており、かつ、合理的な措置が取られたにも拘らず被告により使用された方法を特定できなかった場合
- (5) 知的所有権の侵害に対する訴訟当事者が、自らの主張の実証に関する証拠が他の当事者の管理下にあり、それ故入手不可能であることを立証した場合は、前者は、当該証拠を後者に強制的に提出させるよう裁判所に対して請求する権利を有する。
- (6) 損害補償請求の場合は、原告は、自らの実損を立証し、かつ、本法第 205 条に従い自らの請求の根拠を明示しなければならない。

第 204 条 知的所有権の侵害により生じた損害の決定についての原則

- (1) 工業所有権侵害により生じた損害は、次のものを含む。
- (a) 物理的損害は、財産の損失、収入及び利益の減少、事業機会の喪失、当該損害の防止及び損害からの回復のための合理的経費、合理的な弁護士手数料、並びにその他の有形損失を含む。
 - (b) 精神的損害は、名誉、威厳、威信、名声に対する損失、並びに文学的、美術的、科学的著作物の著作者、実演者、発明、工業意匠、回路配置の創作者に対して、及び植物品種育成者に対して生じたその他の精神的損失
- (2) 損害のレベルは、知的所有権所有者がその者の知的所有権の侵害により蒙った実損を根拠として決定されるものとする。

第 205 条 知的所有権の侵害により生じた損害の決定についての根拠

- (1) 原告が知的所有権の侵害により自己への物理的損害が生じたことを立証した場合は、原告は、裁判所に対して、次の根拠の内の 1 つに基づいて補償金額を決定するよう請求する権利を有する。
- (a) 原告の利益減少分が全物理的損害に未だ含まれていないときは、金額により算出された全物理的損害に侵害の結果として被告が得た利益を加算した額
 - (b) 知的所有権対象の使用に係る合意に基づいて、犯された侵害行為と同等程度まで知的所有権対象を使用する権利を被告が原告から移転されたと想定して、当該知的所有権対象を使用する権利の移転の価値
 - (c) (a) 及び (b) に従い補償金額を決定することが不可能な場合は、当該金額は、損失レベルに応じて裁判所により決定されるが、5 億ベトナム・ドンを超えないものとする。
- (2) 原告が、知的所有権の侵害がその者に精神的損害を生じたことを立証することに成功したときは、その者は裁判所に対して、損害のレベルに応じ 500 万ベトナム・ドンから 5000 万ベトナム・ドンの範囲で補償金額を決定するよう請求する権利を有する。
- (3) 本条(1) 及び(2) に記載の損害賠償に加え、知的所有権所有者は、侵害に関与した法人や個人に対して、強制的に弁護士雇用の合理的な費用を支払わせるよう裁判所に対して請求することができる。

第 206 条 暫定的措置の適用を裁判所に請求する権利

- (1) 訴訟提起時又はその後、知的所有権所有者は、次の場合は暫定的措置を講じるよう裁判所に対して請求する権利を有する。
- (a) 知的所有権所有者に対して回復不能な損害を与える脅威が存在する場合
 - (b) 知的所有権に対する侵害容疑の商品及び工業所有権の侵害行為に係る証拠について、それらが適時に保護される場合を除いて、散乱又は廃棄の脅威が存在する場合
- (2) 裁判所は、当該暫定的措置に責任を有する当事者の意見を聴取する前に、本条(1) に規定する知的所有権所有者の請求により暫定的措置の適用を決定することができる。

第 207 条 暫定的緊急措置

- (1) 次の暫定的緊急措置は、知的所有権侵害容疑の商品に対して又は当該商品を生産若しくは取引するための素材、原料又は用具に対して適用可能とする。
- (a) 没収
 - (b) 差押
 - (c) 封印、状態の変更又は置換の禁止
 - (d) 所有権移転の禁止
- (2) その他の暫定的緊急措置は、民事訴訟法に従い適用されるものとする。

第 208 条 暫定的緊急措置を請求する者の義務

- (1) 暫定的緊急措置を請求する者は、第 203 条(2)に規定する資料及び証拠の提出を含めて、本法第 206 条(2)に規定するその者の請求する権利を立証する義務がある。
- (2) 暫定的緊急措置を請求する者は、暫定的緊急措置による債務者が当該知的所有権を侵害していないと認められた場合は、その者に対する損害についての補償金を支払う義務を有する。この義務の履行を保証するため、暫定的緊急措置の適用を請求する者は、次の 1 つにより保証金を供託しなければならない。
 - (a) 暫定的措置適用の対象である商品の価値の 20%相当の金額、又はそれらの商品の評価が不可能のときは少なくとも 2000 万ベトナム・ドンを供託すること
 - (b) 銀行又は他の信用機関が発行した保証書類を提出すること

第 209 条 暫定的緊急措置適用の終了

- (1) 裁判所は、暫定的緊急措置の取り消しの適用について、民事訴訟法第 122 条(1)にいう何れかの場合、又は暫定的緊急措置による債務者が当該暫定的措置の適用が不合理であることの立証に成功した場合は、この措置の取り消しを決定しなければならない。
- (2) 暫定的緊急措置適用の取り消しの場合、裁判所は、本法第 208 条(2)にいう供託金を請求人へ償還することを考慮しなければならない。暫定的緊急措置適用の請求が不合理であり、当該措置による債務者に対して損害を生じるときは、裁判所は、請求人に対し強制的に当該損害の補償をさせなければならない。

第 210 条 暫定的措置適用に係る権限及び手続

暫定的措置の適用に係る権限及び手続は、民事訴訟法第 1 部第 VIII 章の規定に従わなければならない。

第 XVIII 章 行政及び刑事措置による知的所有権の侵害の取扱；知的所有権関係の輸入及び輸出の管理

第 1 節 行政及び刑事措置による知的所有権の侵害の取扱

第 211 条 行政罰を受けるべき知的所有権の侵害行為

- (1) 知的所有権侵害の次の行為のいずれかをする法人、個人は、行政罰に服するものとする。
 - (a) 著作者、所有者、消費者又は社会に対して損失を及ぼす知的所有権侵害をすること
 - (b) 本法の第 213 条にいう知的所有権の偽造商品を生産し、輸入し、輸送し、取引するか又は他人にこれらの行為をするように委託すること
 - (c) 偽造の地理的表示を付したスタンプ、ラベルまたは他の物品を生産し、輸入し、輸送し、取引し、保有するか又は他人にこれらの行為をするように委託すること
- (2) 政府は、行政罰を受けるべき知的所有権の侵害行為、処罰の形態、程度とその手続に

ついて細則に規定する。

- (3) 知的所有権に関する不正競争行為を犯した法人及び個人は、競争法令に規定する行政罰を科される。

第 212 条 刑事罰を受けるべき知的所有権の侵害行為

犯罪を構成する要因を有する知的所有権の侵害行為を犯した個人は、刑法及び規則に従い刑事罰を科されるものとする。

第 213 条 知的所有権の偽造商品

- (1) 本法にいう知的所有権の偽造商品は、本条(2)にいう偽造標章商品又は偽造地理的表示商品(以下「偽造標章商品」という)並びに(3)にいう所謂海賊版と言われる著作権違反商品を含む。
- (2) 偽造標章商品とは、当該商品に係り保護された標章又は地理的表示と同一又は実質的に識別不能な標章若しくは標識を、当該標章の所有者又は当該地理的表示の管理法人それぞれの同意なしに付した商品又は包装である。
- (3) 著作権違反商品とは、著作権所有者又は隣接権所有者の同意なしに作成された複製である。

第 214 条 行政罰及び矯正措置

- (1) 本法第 211 条(1)にいう知的所有権の侵害行為を犯した法人及び個人は、強制的に当該侵害を終了させられ、次の主たる行政罰のいずれかに処せられるものとする。
- (a) 警告
- (b) 罰金
- (2) 侵害の性質及びレベルに応じて、知的所有権を侵害した法人及び個人は、次の追加的行政罰に処せられる。
- (a) 知的所有権の偽造商品及び当該偽造商品の製造又は取引に主として使用された素材、原材料及び用具の没収
- (b) 侵害関連領域での関係事業活動の一定期間の停止
- (3) (1)及び(2)にいう行政罰に加え、知的所有権の侵害行為を犯した法人及び個人は、次の矯正措置に服するものとする。
- (a) 知的所有権侵害品の強制破壊、強制頒布、非商業的目的のための強制使用を行う。
知的財産権侵害品の製造や取引に用いられた用具、原材料、製造用材料への措置も同様とする。ただし、当該破壊、頒布または使用が知的所有権所有者による権利の行使に影響を及ぼさないことを条件とする。
- (b) 知的所有権侵害品でベトナム通過品については、ベトナムの領土からの強制撤去を行う。知的財産権侵害品や知的財産権侵害品を製造し、取引するために輸入された用

具、原材料については侵害部分を除去した後に強制再輸出を行う。

- (4) 知的所有権の侵害行為に対する行政処罰、処罰の権限は、行政違反処罰に関する法律に従って行われること。

第 215 条 予防措置の適用

- (1) 次の場合は、法人及び個人は、所管当局に対して、行政措置を適用し、かつ、行政罰が本条(2)に従い科されることを保証するよう請求する権利を有する。
- (a) 知的所有権の侵害行為が消費者又は社会に対して深刻な損害を生じることがある場合
 - (b) 侵害手段が散逸し又は侵害者がその責任を回避する脅威が存在する場合
 - (c) 行政措置の実施を保証するための場合
- (2) 知的所有権の侵害に対する行政的手続に基づいて適用可能な行政的予防措置には、次のものを含む。
- (a) 関係個人の一時的拘留
 - (b) 当該侵害に使用された商品、手段及び用具の一時的留置
 - (c) 関係個人の調査
 - (d) 侵害商品、侵害商品開発手法に係る諸品及び用具が保管されている場所の調査
 - (d') 法律及び規則に従う行政上の予防措置

第 2 節 知的所有権関係の輸入及び輸出の管理

第 216 条 知的所有権関係の輸入及び輸出の国境管理措置

- (1) 知的所有権関係の輸入及び輸出の国境管理措置は、次のものを含む。
- (a) 知的所有権侵害容疑のある商品に係る税関手続の停止
 - (b) 知的所有権侵害の標識を含む商品の検出の監督
- (2) 知的所有権侵害容疑のある商品に係る税関手続の停止は、商品ロットについての情報及び証拠の収集を目的として知的所有権所有者の請求により講じられる措置であり、これは当該知的所有権所有者が、侵害処理を請求し、かつ、暫定的措置若しくは予防措置の適用を請求する権利を行使し、また行政罰を科すべきことを確保する根拠として役立つものである。
- (3) 知的所有権侵害の標識を含む商品を検出する審査及び監督は、税関手続の停止を請求するために情報収集を目的とした知的所有権所有者からの請求により講じられる措置である。
- (4) 本条(2)又は(3)にいう措置適用の過程の間、何らかの商品が本法第 213 条に従い知的所有権の偽造商品であると認められたときは、税関は、本法第 214 条及び第 215 条にいう行政措置を適用する権利及び義務を有する。

第 217 条 知的所有権関係の輸入及び輸出の国境管理措置の適用を請求する者の義務

- (1) 知的所有権関係の輸入及び輸出に関する国境管理措置の適用を請求する者は、次の義務を有する。
- (a) その者が本法第 203 条(2)にいう資料および証拠を提出することにより知的所有権所有者であることを立証すること
 - (b) 知的所有権侵害容疑の商品を特定し、かつ、侵害商品を発見するのに十分な情報を提供すること
 - (c) 税関に対して申請書を提出し、かつ、法律及び規則により定められた手数料及び料金を納付すること
 - (d) 管理措置に服した商品が知的所有権を侵害しないと認められる場合は、当該措置に服した者に対して損害及びその他の蒙った経費を支払うこと
- (2) 本条(1)(d)に規定する義務の履行を保証するため、税関手続の停止措置の適用を請求する者は、次のいずれか 1 つの方法により保証金を供託しなければならない。
- (a) 税関手続の停止の対象である商品ロットの価値の 20%相当の金額、又は当該商品ロットを評価することが不可能なときは、少なくとも 2000 万ベトナム・ドンを供託すること
 - (b) 銀行又は他の信用機関により発行された担保書類を提出すること

第 218 条 税関手続の停止の適用に係る手続

- (1) 税関手続の停止を請求する者が、本法第 217 条に規定する義務を適切に履行したときは、税関は、疑義商品ロットに関する税関手続の停止に関する決定を発出しなければならない。
- (2) 税関手続の停止期間は、税関手続の一時停止の申請者がその一時停止に関する税関機関の通知を受領した日から 10 日間とする。この期間は、税関手続の停止を請求する者が正当な理由を有し、かつ、本法第 217 条(2)にいう保証金を供託したときは、20 日まで延長することができる。
- (3) 本条(2)に規定された期間の満了時に、税関手続の停止を請求する者が民事訴訟を提起せず、かつ、税関が商品ロットの輸出入業者を行政手続に基づいて取り扱う事件を受理しなかったときは、税関は以下の責任を果たさねばならない。
- (a) 疑義の商品ロットに係る税関手続を継続すること
 - (b) 税関手続の停止を請求した者に対して、税関手続停止の不合理な請求により当該商品ロットの所有者が被った全損害を強制的に補償させること、及び税関法に従い税関及びその他の関係機関、個人が被った商品の保管保存経費並びにその他の費用を支払わせること
 - (c) 税関手続の停止を請求した者に対して、義務を履行し、かつ、本条(b)にいう全費用支払の後に、供託保証金の残額を還付すること

第 219 条 知的所有権侵害の標識を含む商品を検出する審査及び監督

知的所有権所有者が知的所有権侵害の標識を含む商品ロットを検出するための審査及び監督を請求し、当該商品ロットが検出されたときは、税関は、直ちに当該審査及び監督を請求した者に対して通知しなければならない。当該通知の日から 3 就業日以内に、当該請求をした者が検査の結果侵害を疑われると見られた商品ロットに関して税関手続の停止を請求せず、税関が当該商品ロットの輸入者を本法第 214 条及び第 215 条に従い行政措置に処することを決定しない場合は、税関は、当該商品ロットに係る税関手続を続行し完了させなければならない。

第 VI 部 施行規定

第 220 条 経過規定

- (1) 本法発効日前に適用の法定書類に基づいて保護されていた如何なる著作権又は隣接権も、それが発効日現在なお保護期間にあるときは、本法に基づいて引き続き保護されるものとする。
- (2) 本法の発効日前に所管当局に対して提出済みの著作権、隣接権、発明、実用新案、工業意匠、商標、原産地名称、回路配置、また植物新品種の登録出願書類は、出願時の法定書類に従い取り扱われるものとする。
- (3) 本法の発効日前に適用の規定に基づいて付与された保護証書により付与されたすべての権利及び義務、並びにこれらの保護証書に関する更新、延長、訂正、無効化、使用権の移転、所有権の譲渡、紛争の解決は、本法に従うことを条件とする。ただし、保護証書の無効化は、保護証書の付与時に有効な法的文書の諸規定に従うこととする。この規定は、本法の発効前に有効になっていた法律に従って発表された商品の生産地の名称を掲載する決定に対しても適用される。工業所有権を管理している国家機関は、商品の生産地の名称に関する地理的表示の登録証明書の発給手続を行う。
- (4) 営業秘密、地理的表示、商号、及び工業所有権の保護並びに工業所有権関係の不正競争に対する権利の保護に関する政府の 2000 年 10 月 3 日付け政令第 54/2000/ND-CP 号に基づいて存在し保護されている営業秘密及び商号は、引き続き保護されるものとする。
- (5) 本法の発効日から、(4)にいう政令に基づいて保護されたものを含む地理的表示は、それが本法の下で登録されたときのみ（国家工業所有権庁に登録されたときにのみ）、保護されるものとする。

第 221 条 効力

本法は、2006 年 7 月 1 日から施行する。

第 222 条 施行指針

政府及び人民最高裁判所は、本法の施行のために詳細規定を制定し、かつ、指針を提供する。

[2009 年 6 月 19 日裁可の法律]

第 1 条

知的財産法の諸条項を改正し追加する。[改正追加部分は上記に盛り込み済]

第 2 条

50/2005/QH11 号の知的財政法の第 11 条(2)(3)(5)、及び第 50 条(2)(a)、第 51 条(4)に記述した「文化情報省」を「文化スポーツ観光省」に変更する。[上記に盛り込み済]

第 3 条

1. 本法は、2010 年 1 月 1 日から施行する効力を有する。
2. 政府は、本法に規定する条項の実施詳細と実施案内を作成し、国家管理の面での要求を満たすために本法の他の必要な内容について案内する。

